

## 「御堂筋」の移管に向けた協議会 規約（案）

### （名 称）

第1条 本協議会の名称は、『「御堂筋」の移管に向けた協議会』（以下「協議会」という。）とする。

### （目 的）

第2条 協議会は、国土交通省から大阪市への御堂筋の権限移譲に向けた課題を整理するとともに、その対策について検討し、早期移管の実現を図ることを目的とする。

### （構 成）

第3条 協議会は別表1の協議会構成員をもって構成する。

- 2 会長は、大阪市長とし、協議会を統括する。副会長は、国土交通省近畿地方整備局長とする。
- 3 会長が不在の場合、副会長が会長代行とする。
- 4 必要に応じて、地元まちづくり団体等の出席を求めることができる。

### （会 務）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 御堂筋の権限移譲に向けた課題の整理とその対策の検討。
- (2) その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。

### （協議会の運営）

第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し開催するものとする。

- 2 協議会の構成員は、会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(実務調整分会)

第6条 協議会に実務調整分会を置く。

- 2 実務調整分会は、移管に向けた実務的な課題及びその対策について検討し、協議会を補佐する。
- 3 実務調整分会は、別表2の分会員をもって組織する。
- 4 分会長は、国土交通省近畿地方整備局道路部道路調査官とし、実務調整分会を統括及び招集する。副分会長は、大阪市建設局企画室長とする。
- 5 分会長が不在の場合、副分会長が分会長代行とする。
- 6 実務調整分会の分会員は、会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会及び実務調整分会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路部及び大阪市建設局に置く。

(規約の見直し)

第8条 協議会は、必要に応じてこの規約の規定の見直しを行うことができるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めのない協議会に関する事項については、協議会構成員の合意をもって定めることができる。

附則

(施行日)

第1条 この規約は、平成21年 月 日をもって有効とする。

(別表1)

大阪市長

国土交通省 近畿地方整備局長

大阪市 建設局長

国土交通省 近畿地方整備局 道路部長

(別表2)

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路調査官

大阪市 建設局 企画室長

国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所長

大阪市 建設局 道路部長